

法務省民二第755号
平成18年3月29日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

会社法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

会社法（平成17年法律第86号。以下「法」という。）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成18年法務省令第15号。以下「改正省令」という。）及び非訟事件手続法による財産管理の報告及び計算に関する書類並びに財産目録の謄本又は株主表の抄本の交付に関する手数料の件の廃止等をする省令（平成18年法務省令第28号。以下「整備省令」という。）が平成18年5月1日から施行されることとなりましたので、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 会社の合併又は分割による権利の移転の登記

(1) 新設合併又は新設分割の効力の発生

新設合併又は新設分割の場合は、新設会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立し、その成立の日には新設合併消滅会社又は新設分割会社の権利義務を承継することとされた（法第922条、第924条、第49条、第579条、第754条第1項、第756条第1項、第764条第1項、第766条第1項）。したがって、新設合併による承継を登記原因とする権利の移転の登記の申請においては合併の記載がある新設会社の登記事項証明書（不動産登記令（平成16年政令第379号）第11条の規定により登記事項証明書の提供に代えて送信しなければならないこととされている情報を含む。以下同じ。）を、新設分割による承継を登記原因とする権利の移転の登記の申請においては分割契約書及び会社分割の記載がある新設会社の登記事項証明書を、それぞれ登記

36.3.30
2482



原因を証する情報として申請情報と併せて提供しなければならない。

(2) 吸収合併又は吸収分割の効力の発生

吸収合併又は吸収分割の場合は、「効力発生日」を合併契約書又は分割契約書において定めることとされ（法第749条第1項第6号，第751条第1項第7号，第758条第7号，第760条第6号），吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社は，その効力発生日に吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の権利義務を承継することとされた（法第750条第1項，第752条第1項，第759条第1項，第761条第1項）。これにより，その本店の所在地における吸収合併又は吸収分割の登記（法第921条，第923条）は，吸収合併又は吸収分割の効力発生要件ではなく，第三者対抗要件とされた（法第908条第1項）。しかし，第三者対抗力を有していない吸収合併又は吸収分割に伴う物権変動を登記することは妥当ではない。したがって，吸収合併による承継を登記原因とする権利の移転の登記の申請においては合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書を，吸収分割による承継を登記原因とする権利の移転の登記の申請においては分割契約書及び会社分割の記載がある吸収分割承継会社の登記事項証明書を，それぞれ登記原因を証する情報として申請情報と併せて提供しなければならず，合併契約書又は分割契約書のみをもって登記原因証明情報とすることはできない。

2 特別清算及び会社整理に関する登記

(1) 特別清算に関する裁判による登記

裁判所書記官は，清算株式会社の財産に属する権利で登記されたものに関して法第540条第1項又は第2項の規定による保全処分があったとき及び登記のある権利に関して法第542条第1項又は第2項の規定による役員等の財産に対する保全処分があったときは，職権で，遅滞なく，当該保全処分の登記を囑託しなければならないとされた（法第938条第3項）。また，当該保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合も，裁判所書記官は，同様の手続を行うものとされた（同条第4項）。

この場合の登記の手続は，整備法による改正前の非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第138条ノ15において準用する同法第135条ノ38第2項の規定に基づく囑託がされた場合と同様である。

また，清算株式会社が財産の処分等の一定の行為を行うには，裁判所の許可を得なければならないが，監督委員が選任されているときは，この裁判所の許可に代えて監督委員の同意を得ることとされている（法第535条第1項）。したが

って、第三者の同意を証する情報として監督委員の同意を証する情報が提供されている場合には、裁判所の許可書の提供を求める必要はない。

なお、有限会社法（昭和13年法律第74号）は廃止され（整備法第1条第3号）、既存の有限会社については、商号中に有限会社という文字を用いる株式会社として存続し（「特例有限会社」と称する。）、その経過措置に関する規定が設けられた（整備法第1章第2節参照）が、特例有限会社は、特別清算手続を利用することはできないとされた（整備法第35条）。

(2) 会社整理に関する登記等

会社の整理に関する手続は廃止されたが（整備法第64条、整備法による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第7節参照）、整備法の施行の際現に係属している事件については、なお従前の例によることとされた（整備法第107条）。

3 特例有限会社の株式会社への商号変更

特例有限会社は、その商号中に有限会社という文字を用いなければならないが（整備法第3条第1項）、定款を変更してその商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更をすることができることとされた（整備法第45条第1項）。この場合の登記の手続は、組織変更がされた場合（法第920条）と同様である。

4 持分会社の代表者が法人である場合

合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）の業務を執行する社員が法人である場合には、当該法人は、当該業務を執行する社員の職務を行うべき者を選任しなければならないとされた（法第598条第1項）。

申請人（申出人及び請求人を含む。以下同じ。）である持分会社の代表者が法人である場合には、申請情報の内容として、代表者である法人の商号又は名称に加えて、その職務を行うべき者の氏名が、また、添付情報として、代表者である法人の持分会社の代表者としての資格を証する情報に加えて、その職務を行うべき者の資格を証する情報が、それぞれ必要である（法第912条第7号、第913条第9号、第914条第8号）。さらに、印鑑に関する証明書を添付すべき場合には、その職務を行うべき者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない（改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第9条第1項第4号参照）。

5 資格証明情報の省略等

会社の登記において、支店の所在地における登記事項は、①商号、②本店の所在場所、③支店（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の

所在場所に限られた（法第930条第2項）。

このため、申請人が法人であって、当該法人の代表者の資格を証する情報を提供し又は提示しなければならない場合において、申請を受ける登記所が、当該法人の代表者の氏名及び住所を含む当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものであるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報の提供又は提示を省略することができることとされた（整備省令による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第36条第1項第1号、第193条第5項等）。

また、「当該法人についての代理人の登記を受けた登記所」とは、本店所在地を管轄する登記所を指すので、支配人が本店所在地を管轄する登記所の管轄外にある支店に置かれている場合においては、当該支配人の置かれた支店の所在地を管轄する登記所と申請を受ける登記所とが同一であったとしても、当該登記所が本店所在地を管轄する登記所である場合を除き、支配人の資格証明情報の提供を省略することは認められない。

6 利益相反行為についての承認を証する情報

取締役が自己若しくは第三者のために株式会社と取引をしようとするとき又は株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときは、当該取締役は、取締役会設置会社（法第2条第7号）においては取締役会、取締役会設置会社以外の株式会社においては株主総会の承認を、それぞれ得なければならないとされた（法第365条第1項、第356条第1項第2号及び第3号）。また、業務を執行する社員が自己若しくは第三者のために持分会社と取引をしようとするとき又は持分会社が業務を執行する社員の債務を保証することその他社員でない者との間において持分会社と当該社員との利益が相反する取引をしようとするときは、当該社員は、当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならないとされた（法第595条第1項）。

したがって、これらの場合に提供すべき第三者の承諾を証する情報は、それぞれ、取締役会議事録、株主総会議事録、他の社員の過半数の一致があったことを証する情報となる（整備法による改正後の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「新商登法」という。）第46条第2項、第93条、第111条、第118条参照）。

なお、法第319条第1項の規定により株主総会の決議があったものとみなされ

た場合又は法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされた場合に提供すべき第三者の承諾を証する情報は、それぞれ、株主全員の同意の意思表示があったことを証する情報又は取締役全員の同意の意思表示があったことを証する情報（監査役設置会社においては、これに加えて監査役が異議を述べなかったことを証する情報）となる。

7 共同代表及び共同代理の制度の廃止

数人の代表取締役等が共同して会社を代表する共同代表及び数人の支配人が共同して代理権を行使する共同代理の制度は、廃止された（整備法第64条、旧商法第39条第1項、第261条第2項等）。したがって、例えば、旧商法第261条第2項の規定に基づき共同代表の定めをおいた株式会社において施行日前に数人の代表取締役が共同して登記原因となる法律行為を行った場合であっても、登記の申請が施行日後となる場合には、代表者の一人が申請すれば足りる（整備法第65条参照）。なお、現に共同代表又は共同代理に関する登記がされている場合には、登記官が職権で抹消することとされている（改正省令附則第2条第1項）が、施行日前に交付を受けた共同代表又は共同代理に関する登記がされている登記事項証明書を代表者の資格を証する情報として提供して登記の申請がされた場合には、申請人である会社の代表者の資格を証する情報として扱って差し支えない。

おって、共同代表又は共同代理の制度が法定されていた会社以外の法人（中間法人等の一部の法人を除く。）についても、同様の改正がされたため、それらの法人についても、会社と同様の取扱いをするものとする（会社と同様の改正がされた法人については、改正省令附則第7条第1項第1号及び第2号参照）。

8 類似商号の禁止の制度の廃止

法においては、類似商号の禁止の制度は廃止され、商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所（会社にあつては、本店）の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができないとされた（新商登法第27条）。したがって、施行日後は、同一本店同一商号の会社のみが禁止されることとなり、同一又は類似の商号が用いられる場合が増加することとなることから、会社が登記義務者である場合の会社の同一性の調査に当たっては留意する必要がある。